

大学への飛び入学者に対して 高等学校卒業資格を付与する制度の創設について

令和 3 年 12 月 13 日
初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

1. 制度の必要性

- 学校教育法（以下、「法」という。）第 56 条において、高等学校の修業年限は 3 年（定時制・通信制は 3 年以上）、学校教育法施行規則（以下、「規則」という。）第 96 条において、高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては 74 単位以上を修得した者について行わなければならないことが規定されている一方、法第 90 条第 2 項及び規則第 151 条から第 154 条まで等において、高等学校に 2 年以上在籍し、特定の分野において特に優れた資質を有する者が大学へ飛び入学できる旨が規定されている。
- 現行制度では、飛び入学者は、高等学校を中途退学して大学へ入学することとなり、大学入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じるとともに、飛び入学の活用が促進されない一因ともなっている。

2. 現在の検討状況

大学への飛び入学者に対して高等学校卒業資格を付与する制度の創設については、平成 26 年 12 月の中央教育審議会答申に盛り込まれたことに加えて、本年 6 月の教育再生実行会議の第 12 次提言においても盛り込まれたところであり、速やかに制度創設を行うべく文部科学省において検討中。

【参考 1】中央教育審議会答申（平成 26 年 12 月）から該当部分を抜粋

第 2 章 意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化について
第 1 節 飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度の創設
○ 現在、高等学校中途退学扱いとなっている大学への飛び入学者については、大学入学後の進路変更等に対応できるよう、大学での一定の単位の修得状況を基に、文部科学大臣が高等学校卒業と同等以上の学力を有することを認定する制度を創設し、高等学校卒業と同等の法的地位、

社会的評価が得られるようにする。

- 具体的には、高等学校での 50 単位以上の修得及び大学での 16 単位以上の修得と、それぞれ修得した単位の分野が著しく偏っていないことを確認することにより、文部科学大臣が認定を行う。

【参考 2】教育再生実行会議第 12 次提言（令和 3 年 6 月）から該当部分を抜粋

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策
 - (1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～
 - ④ 学びの多様化等
- 国は、飛び入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校の 3 年間の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定し、高等学校卒業資格を付与する制度を創設する。